

平成28年8月25日

厚生労働省  
保険局長 鈴木 康裕 様

公益社団法人日本柔道整復師会  
会 長 工 藤 鉄 男

一般社団法人全国柔道整復師連合会  
会 長 田 中 威 勢 夫

保険者団体からの「平成28年度療養費改定に当たっての意見（要請）」  
の考え方について

平成28年8月9日付で貴職宛に要請された標記につきましては、次のとおり意識的な事実の誤認等が窺われるため、適正な判断が必要です。

まず、厚生労働省が発表している資料では、国民医療費が右肩上がりに伸びている中、柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔整療養費」といいます。）のみが、平成23年度をピークとして25年度まで2年連続で減少し、柔整療養費の減少率と国民医療費の上昇率とのかい離が4～5%台にも及んでいるにもかかわらず、保険者団体では療養費としてひとくくりにし、あたかも柔整療養費が伸びているがごとく取り繕い、医療費適正化の名の下にマイナス改定を主張しています。

また、昨年11月に発覚した反社会的勢力の関与があった詐取事件は、診療報酬の不正請求もあり、かつその額も多額であったにもかかわらず、療養費の不正請求のみを取り上げて非難し、マイナス改定の主張に結びつけています。

これらのことは、いずれも偏向的な手法であり、誠に残念でなりません。よって、下記の事項を踏まえた改定が、速やかに図られますよう申し入れます。

## 記

### 1 柔整療養費の速やかなプラス改定の実施について

国民医療費が伸びている中、平成24、25年度と、逆に柔整療養費の減少が続いていること及び平成28年度改定の時期が遅れていること並びにこの度の診療報酬点数の改定結果を踏まえ、速やかにプラス改定が実施されるべきである。

### 2 保険者が主張する「支給基準及び不正請求への対応」について

保険者が主張する「算定方法の定額給付化」、「施術期間及び施術回数の上限の設定」、「三部位施術に対する通減性の強化」、「算定部位の明確化」、「『亜急性』の削除」、「初検時相談支援料の廃止」、「負傷原因記載の義務化」「医師による同意書の添付義務化」、「白紙委任への対策」及び「問題のある患者に対する受領委任払の中止」は、いずれも柔整療養費の総額削減と患者及び柔道整復師の負担増とにつながり、到底受け入れられる内容ではないことから、即刻、却下されたい。

### 3 柔道整復師以外の開設者に係る規制について

柔道整復師以外でも施術所の開設者となることが可能となって15年が経過した。結果として生じたことは、施術所の爆発的な増加による未熟な施術管理者の登用と利益至上主義による不正請求の横行、柔道整復業界全体の質の低下及び信用失墜、そして疲弊である。これを放置したままにしておくことは、結果として施術所を利用する国民にその弊害が及ぶことになる。

また、施術所は、国民の健康の回復及びその維持に寄与する存在であり、その意味では、医師等のクリニックに次いで重要な存在であるといえる。

さらに、開設者には、施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督することが義務付けられている。

これらのことを踏まえると、厚生労働省は、開設者が施術管理者ではない施術所の開設者の資格について、早急に高い職業倫理と患者に対する懇切丁寧な施術を旨とする管理・運営が担保できる何らかの規制を盛り込んだ受領委任払制度に見直し、速やかに療養費制度運営の当事者としての適正化を図るべきである。

### 4 保険者の患者調査の手法及び民間業者の実態調査について

柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書という。」）に係る疑義案件や審査案件の抽出は、平成24年3月12日付のいわゆる4課長通知において保険者は民間業者に委託できることとなっていることから、民間業者が自身の業務成績を上げるべく、4課長通知の患者調査の手法の例に依らず、例えば、

1 部位の負傷で通院日数が 1 日であっても、文書照会の対象として選定するなどし、結果として頻回の患者調査等により、患者の受診抑制を惹起している実態が強く窺われること、及び柔道整復師の団体が関係する民間業者が患者調査等を受託しており、その受託業者が、関係する団体に所属する柔道整復師の施術に係る患者調査を実施すること自体に問題があることに加え、その患者調査の内容が、他の団体に所属する柔道整復師に係るそれよりも緩やかであるという実態が窺われることから、厚生労働省は、4 課長通知の見直しを図るほか、受託業者の審査状況等について速やかに実態調査を実施し、是正を図るべきである。

#### 5 申請書への患者署名について

申請書への患者署名に関しては、第 168 回国会(臨時会)の参議院における辻泰弘議員の質問主意書に対する平成 19 年 10 月 9 日付の答弁書において、「(略) 柔道整復師の施術所への来所が患者により一方的に中止される場合があること等から、患者が来所した月の初めに署名を行い、当該申請書を作成する場合もあることは、厚生労働省としても承知している。」と説明されている。

これは、患者が申請書に署名を行うタイミングは、一月分の施術内容を確認した上で行うのが原則であるが、申請書の作成から提出までのわずか一週間間に患者が必ず来院する保証がない以上、この手続きは物理的に無理な面もあることから、その月の 1 回目の施術のときに申請書に署名を得、その後一月分の施術内容を記載することがあってもやむを得ないとする趣旨であると理解することができる。

よって、現行制度上、申請書に全ての施術内容が記載された後に確実に署名を得る手段がない以上は、4 課長通知において、保険者の被保険者指導の一つとして例示されている、申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して署名等を行うこととした取扱いは、緩和されるべきである。

#### 6 一部の整形外科クリニックにおける同意拒否行動について

骨折及び脱臼の施術に係る医師の同意については、「柔道整復師の施術について」(昭和 31 年 7 月 11 日付医発第 627 号医務局長・保険局長連名通知)において、「同意を求められた場合は、故なくこれを拒否することのないよう」として示されているが、一部の整形外科クリニックにおいて、柔道整復師の施術については、同意を与えない旨や柔道整復師の施術を受けていれば診療を受け付けない旨を院内に掲示するなどし、患者が自ら療養手段を選択できる権利を侵害している実態があることは、誠に遺憾である。

よって、厚生労働省は、医師の同意に係る取扱いの見直しを図るほか、前記通知の趣旨を、再度関係機関に周知徹底する等、問題の解消を図っていただきたい。